平成２３年（フ）第７７号
熊本県人吉市矢黒町2064番地２、開始決定時の住所熊本県人吉市西間下町250番地１
破産者　西田　浩二
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第２３７号
島根県飯石郡飯南町頓原2201番地
破産者　佐古　博美
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
松江市美保関町千酌1116番地
破産者　金﨑　勝利
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
山口県下松市星が丘３丁目５番10号、前住所山口県下松市星が丘１丁目４番18号
破産者　森脇　勝俊
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第７号
宮崎県都城市都原町7315番地２、前住所宮崎県串間市大字南方144番地
破産者　島田　秀幸
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３１１６号
奈良市帝塚山６丁目５番203号
破産者　中原　五男
１　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
２　一般調査期日　平成24年11月８日午後３時30分
平成24年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５号
長野県大町市平8057番地７
破産者　降旗　　薫
１　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
２　一般調査期日　平成24年11月５日午前10時35分
平成24年９月10日　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５６１５号
大阪市東成区大今里西１丁目19番38号
破産者　株式会社タカラ
１　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
２　一般調査期日　平成24年11月15日午後３時30分
平成24年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６号
広島市中区舟入南１丁目２番８―302号、住民票上の住所広島市中区国泰寺町１丁目５番31―501号
破産者　宮崎　孝志
１　破産債権の届出期間　平成24年10月11日まで
２　一般調査期日　平成24年12月10日午後３時
平成24年９月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８０号
堺市北区新金岡町５丁７番336号　クローバーハイツ102号
破産者　池田インテリア施工所こと　池田　博
１　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
２　一般調査期日　平成24年12月17日午前11時
平成24年９月10日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
香川県高松市香川町川東下880番地26
破産者　有限会社石倉電気工事
１　破産債権の届出期間　平成24年10月23日まで
２　一般調査期日　平成24年11月20日午前11時30分
平成24年９月11日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６６１号
埼玉県川口市朝日５丁目５番15号
破産者　株式会社カナリー
１　破産債権の届出期間　平成24年10月25日まで
２　一般調査期日　平成24年12月10日午前11時15分
平成24年９月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６６２号
埼玉県川口市大字安行原1258番地　県営安行原住宅502号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市朝日５丁目５番15号
破産者　城定　晴俊
１　破産債権の届出期間　平成24年10月25日まで
２　一般調査期日　平成24年12月10日午前11時15分
平成24年９月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
愛知県豊橋市牟呂町字松崎４番地　サンシティ千代田Ｂ―603、住民票上の住所愛知県豊橋市小浜町107番地の６
破産者　大林　彦志
１　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
２　一般調査期日　平成24年12月３日午前11時50分
平成24年９月10日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１６４５号
大阪市生野区田島６丁目13番８号
破産者　大東生コンクリート株式会社
１　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
２　一般調査期日　平成24年12月19日午前10時
平成24年９月11日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１５７号
山口県宇部市木田40―221　軽費老人ホームアスワン山荘内、住民票上の住所山口県宇部市大字小野10814番地
破産者　伊藤　昭子
異議申述期間　平成24年10月12日まで
平成24年９月11日　山口地方裁判所宇部支部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第６０１６号
東京都江戸川区臨海町５丁目３―１―1111
破産者　仲田　勝彦
審尋期日　平成24年10月30日午前10時
平成24年９月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０１７号
東京都江戸川区臨海町５丁目３―１―1111
破産者　仲田眞理子
審尋期日　平成24年10月30日午前10時
平成24年９月７日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０５９号
東京都千代田区内幸町１丁目１番７号ＮＢＦ日比谷ビル
清算株式会社　株式会社ＲＨＪインターナショナル・ジャパン
代表清算人　的場　晶子
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部